## ○安曇野市請負契約代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱

平成30年12月28日告示第493号

改正

## 令和元年11月8日告示第218号

安曇野市請負契約代金債権の譲渡に関する事務取扱要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、請負契約の受注者が請負代金債権の譲渡を活用した中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) に基づく流動資産担保融資保証制度(以下「融資制度」という。) を利用する場合における、民法(明治29年法律第89号) 第467条に規定する債権の譲渡に係る事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 債権譲渡 融資制度を利用するために行う債権譲渡をいう。
  - (2) 請負契約 市が発注する建設工事、建設工事に係る測量、調査、設計の業務及びその他の業務の委託に関する契約(変更契約を含む。)をいう。
  - (3) 契約金額 請負契約に係る請負金額をいう。
  - (4) 受注者 市と請負契約を締結した者をいう。
  - (5) 契約約款 市長が別に定める建設工事請負契約約款及び業務委託契約約款等をいう。
  - (6) 承諾 受注者が請負契約に係る市に対する債権を譲渡することを認める意思表示をいう。

(債権譲渡できる債権)

- 第3条 受注者が債権譲渡できる債権は、次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 請負契約に係る請負代金であること。
  - (2) 請負契約の成果物の引渡しを受けない年度に弁済期が到来する請負代金債権でないこと。
  - (3) 譲渡しようとする債権が、第5条に定める譲受人以外の第三者への譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定がされたものでないこと。

(債権譲渡できる金額)

- 第4条 受注者が債権譲渡することができる債権の金額は、契約金額(変更契約が締結された ときにあっては、変更後の金額)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、債権譲渡しようとする前金払及び部分払又は中間前金払(以下 「前金払等」という。)されたものであるときは、受注者が債権譲渡することができる債権 の金額は、前金払等を受けた金額を控除した金額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約金額が500万円未満の請負契約であって、契約保証金が 免除されているものに係る債権譲渡は、契約金額から前金払等により支払いをした金額及び 請負契約が解除された場合における違約金相当額の金額を控除した金額とする。

(譲受人の資格)

第5条 受注者が債権譲渡する場合において譲受人となることができる者は、中小企業信用保険法施行令(昭和26年政令第360号)第1条の2に規定する金融機関及び信用保証協会とする。

(債権譲渡承諾の依頼)

- 第6条 債権譲渡の承諾を依頼しようとする受注者は、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
  - (1) 譲渡人と譲受人が締結した債権譲渡担保契約証書の写し
  - (2) 譲渡人の印鑑証明書(発行後90日以内のものに限る。)
  - (3) 保証人その他の利害関係人の承諾書(債権譲渡について保証人その他の利害関係人がいる場合に限る。)
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(債権譲渡の承諾)

- 第7条 市長は、前条の規定による依頼書等の提出があり、これを適当と認めたときは、受注 者に対し債権譲渡承諾書(様式第2号)を内容証明郵便により通知するものとする。
- 2 市長は、承諾の依頼及び承諾の状況を債権譲渡整理簿(様式第3号)により管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 市長は、第6条各号に掲げる書類の提出がないとき又は債権譲渡することが適当でないと認めたときには、債権譲渡の承諾を行わない。この場合において、市長は、譲渡人及び譲受人に対し、承諾をしない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(変更契約に伴う債権の金額)

- 第9条 請負契約の代金の金額に増額又は減額の変更契約があったときは、受注者は、譲受人に遅滞なく変更後の譲渡債権の金額を通知しなければならない。
- 2 受注者は、変更後債権譲渡承諾依頼書(様式第5号。以下「変更依頼書」という。)に、 譲渡人と譲受人が締結した変更後債権譲渡担保契約証書の写しを添えて市長に提出するもの とする。
- 3 市長は、前項の規定による変更依頼書等の提出があり、これを適当と認めたときは、受注者に対し変更後債権譲渡承諾書(様式第6号)を内容証明郵便により通知する者とする。 (債権金額の支払い)
- **第10条** 市長は、全ての譲受人から債権金額の支払請求があったときに限り、これを支払うことができる。
- 2 譲受人は、譲渡人が契約約款に定める検査に合格して請負代金の額が確定したときに限り、 第6条に規定する債権の範囲内において、市長に対して請求書(様式第7号)により当該請 負契約代金の請求をすることができる。

(契約解除時の措置)

- **第11条** 市長は、請負契約を解除しようとするときは、あらかじめ譲受人に書面により通知する者とする。
- 2 請負契約が解除されたときに譲受人が請求できる債権の金額は、出来高精算額(検査に合格した部分に相応する金額。以下同じ。)から前金払等により支払いをした金額を控除した金額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、設計額が500万円未満の建設工事であって、契約保証金が免除されている建設工事請負契約が解除されたときは、譲受人は市長に対して出来高精算額から前金払等により支払いをした金額及び建設工事請負契約が解除された場合における違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した金額を請求することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この告示は、令和元年11月8日から施行する。